

ユニフォーム規程の適用について

財団法人日本サッカー協会ユニフォーム規程が改正され平成19年4月1日から施行中であるが、埼玉県第4種少年連盟として、その一部については次の要領により適用する。

その他の条項については当該規程をそのまま適用するが、その適用にあたっては第4種としての特性を考慮して柔軟性の保持に努めるものとする。

第5条 [ユニフォームの色彩]

関連

- ・ 黒色のシャツは正副ユニフォームとしての登録は認めない。
エントリー表受領時確認し、別色のシャツでの登録を指示する。
不可能な場合、試合(大会)は続行するが、当該規程第5条 違反(正副ユニフォーム持参なし)として規律・フェアプレー委員会審議の対象とする。
- ・ 紺色のシャツについては、強制はできないができるだけ避けるよう注意、指導する。
エントリー表受領時確認し、別色のシャツでの登録を打診する。
不可能な場合、次回からはできるだけ避けるよう指導し、審判から注意、指導がありうる旨説明し認識させる。
規律・フェアプレー委員会審議の対象としない。

第6条 [ユニフォームへの表示]

チーム名の表示：チーム全体で統一されていることが前提

- ・ エンブレムで表示する場合 シャツの左胸 100 cm² 以下
ロゴマーク、シンボルマーク等又はデザイン化されたものはエンブレムの範疇と判断して認める。
- ・ エンブレム以外で表示する場合 シャツの前面又は左胸 300 cm² 以下
正式名称でなく略称でもそのチームと認識できるものであれば認める。
- ・ 県中央大会および一次予選を含む地区予選において、平成20年度から一斉に適用する。

シャツ前面の選手番号

- ・ 服地と明確に区別し得る色彩で、かつ判別が容易なサイズ
右側、左側または中央に 高さ 10 cm ~ 15 cm
小さいユニフォームの場合はサイズを適宜縮小することができる。
- ・ 県中央大会においては平成19年度から、一次予選を含む地区予選においては平成20年度から適用する。

以 上